

酒販国保

被保険者たより

組合員の皆様には、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

酒販国保組合では、去る3月18日に第142回組合会を開催し、令和7年度の事業計画や予算等について、議決いただきました。

令和6年度の当組合は、被保険者数の大幅な減少や高額な医療費が大幅に増えることとなり、平成25年度から連續する実質赤字がさらに継続する見込みです。

令和7年度予算では、爆発的に増え続ける医療費に対応しつつ、国保財政の安定を図りたいと考えておりますので、組合員の皆様には、保険料の値上げなどでご負担をお掛けしますが、より一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

京都府酒販国民健康保険組合 理事長 京極 健司

令和7年9月から保険料を見直します。

本年3月の「被保険者たより春号」でお知らせしましたが、令和7年9月分保険料から、以下のとおり応能割（所得割）を導入しますので、ご理解をお願いいたします。

なお、詳しい各世帯の月額保険料は8月中旬に郵送でお知らせいたします。

保険料区分			月額保険料	賦課対象
医療分	応益割	世帯割	9,600円	世帯
		均等割	3,000円	被保険者
後期高齢者 支援金分	応能割	所得割	世帯所得 * × 0.3%	世帯（当分の間は、世帯所得 50万円以上が対象）
	応益割	均等割	3,000円	被保険者
介護分	応能割	所得割	世帯所得 * × 0.1 %	世帯（当分の間は、世帯所得 400万円以上が対象）
	応益割	均等割	3,700円	40歳～65歳の 介護保険2号保険者

* 世帯所得：住民税基礎控除後世帯総所得

訂正 被保険者たより春号 経営改善2025（骨子）の経営改善案中、3人世帯の場合の賦課されない総所得を医療給付分93万円未満と後期高齢者支援金分443万円未満に訂正します。

令和7年度歳入歳出予算

令和7年度予算の規模は、対前年比116.3%となりました。

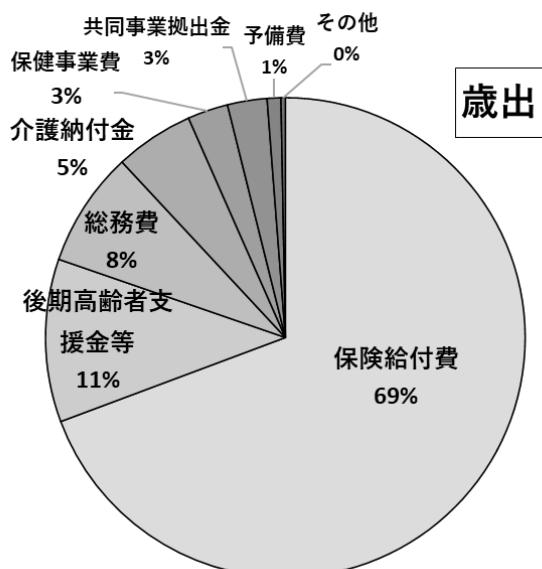
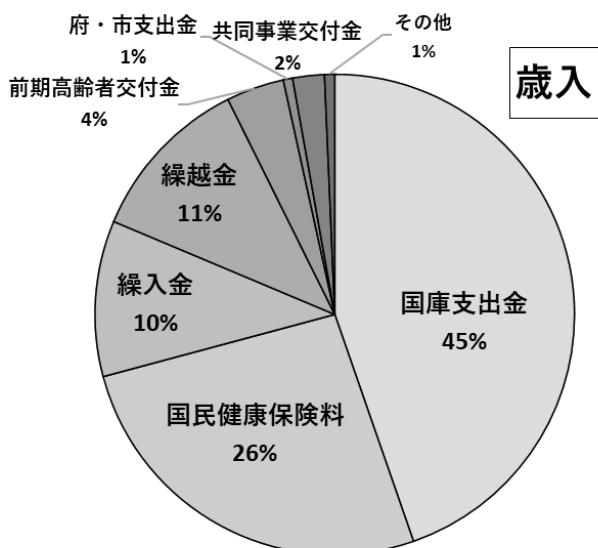
これは、歳出の69%を占める保険給付費（医療費）が大幅に増えた結果です。令和7年度では、保険給付費について、医療費の増大見込から対前年比+31.2%と見積もっています。関連して、歳入の45%を占め、医療費に連動して国から交付される国庫支出金を+29.5%と見積もっています。

今回、保険料賦課額の見直しにより保険料を+10.3%としていますが、被保険者数の減少が継続すると目減りする恐れもあります。また、予算の不足分に充当する繰入金（積立金の取崩）は、6,000万円と見積もっていますが、医療費は、その時々で大きく変動するため予測が難しい状況です。

(単位：千円)

歳入	金額
国庫支出金	255,522
国民健康保険料	149,650
繰入金	60,000
繰越金	64,787
前期高齢者交付金	22,322
府・市支出金	3,600
共同事業交付金	12,206
その他の	3,913
歳入合計	572,000

歳出	金額
保険給付費	396,445
後期高齢者支援金等	62,816
総務費	44,495
介護納付金	30,397
保健事業費	15,614
共同事業拠出金	15,261
予備費	5,280
その他の	1,692
歳出合計	572,000



「令和7年度 酒販国保の保健事業」

他の健康保険と比べ、酒販国保のお得な保健事業をご活用ください。

1 健診事業 ※健診、ドックはいずれか1度

① 特定健康診断、特定保健指導

- ・特定健康診断を最寄りのクリニック等で受けられます。(無料)
- ・酒販国保専任の保健師が必要な方に特定保健指導を行います。(無料)
- ・他の組合と合同で行う生活習慣病健診が受けられます。(無料)

② ミ二人間ドック、半日人間ドック

- ・ミ二人間ドックが受けられます。(無料)
- ・半日人間ドックが受けられます。(自己負担金あり)
※脳ドックもオプションで受けられます。(自己負担金あり)

③ その他健診

- ・自宅で受けられる「がん郵送検診」が受けられます。(無料)ほか

2 疾病予防事業、健康増進事業

① 予防接種費用助成事業

- ・インフルエンザ予防接種費用助成
- ・肺炎球菌ワクチン接種費用助成

② その他事業

- ・家庭用常備薬等有料斡旋事業
- ・乳幼児保健指導冊子贈呈事業ほか

所得調査が実施されます！

全国一斉に国保組合被保険者の課税標準額の調査（所得調査）が3年振りに行われます。その結果によって、国庫補助金に影響のある非常に大事な調査です。調査は、法に基づきオンラインで税情報を確認しますが、未申告など税情報が確認出来ない方については、税の申告を個別にお願いすることもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

保健師通信

おいたて ふじこ
保健師の追立富慈子です。

暑くなってきました。

すでに真夏日（30℃以上）を越え、所によつては猛暑日（35℃以上）という声も聞こえて来るなどなかなか体調管理が難しいこの頃ですが皆様お元気でしょうか。

私たちの体は汗や血流量で体温を調節していますが、高温多湿（気温 28℃以上、湿度70%以上）になり、水分不足・塩分バランスの崩れ等により体温調節ができなくなると、体に熱がたまります。その結果、体温上昇、血液ドロドロで流れが悪くなり、脳などへの血流量の低下により、様々な症状が起ります。

（めまい・立ち眩み・こむら返り・吐き気・嘔吐・けいれん・意識もうろうなどなど）

室温は28℃を超えないようにし、風通しを良くしましょう。

交通事故にあったら、 まず酒販国保に連絡を！

交通事故で負傷した場合、酒販国保の保険証で治療を受けることができます。

このような場合、酒販国保が医療機関に治療費を支払いますが、これは、本来は事故の加害者側が負担するべきものであり、酒販国保は立替払いをしていることになります。

このため、後日、酒販国保から加害者に対してその治療費を請求する必要があります。

組合員や家族が交通事故にあったら、必ず警察に届け出て、負傷している場合には人身事故扱いにしてもらった上で、速やかに酒販国保本部に連絡し、第三者行為による被害届を提出してください。

なお、他人の犬に咬まれた場合や落下物に当たった場合、傷害事件に巻き込まれて負傷した場合なども同様に第三者求償の対象となりますので、被害届を提出してください。

詳しくは同封しているチラシを参照願います。

整骨院・接骨院に行く時の注意点！

接骨院・整骨院を利用される方が増えていますが、接骨院・整骨院の看板などに「各種保険適用」とか「各種保険取扱い」などと書かれていますが、すべてのケースで健康保険が使えるわけではありません。領収書には、保険診療と保険外治療が含まれていますので、明細書の発行を申請ください。

健康保険が「使える場合」と「使えない場合」が決まっていますので、詳しくは今回同封しているチラシをご参照ください。

酒販国保では、整骨院・接骨院（柔道整復）や鍼・灸、マッサージ等の施術を受けた場合の療養費について、施術内容調査（アンケート）を行っています。調査が必要と判断される場合に、酒販国保と株式会社コアジャパン（酒販国保の審査委託先）の連名で、「施術内容調査表」等の施術を受けた方に送付しますので、必ず自ら記載し、返送ください。

住所や氏名の変更など異動があった場合のお願い！！

組合員及びご家族の異動について、従来から14日以内の手続きをお願いしていますが、マイナ保険証の方についても、現状では酒販国保に対し異動の情報提供がなされていませんので、これまでと同様に地区事務所での手続きをお願いします。放置されると、窓口で10割負担していただく場合や遡って脱退することとなり、その間の保険料や医療費について大変煩雑な状況に陥るケースも考えられます。

忘れず、早めに手続きを！！

- 保険料の引き落としは、
毎月10日です
- 本人や家族の方に異動があれば
14日以内に届出を
- 交通事故にあったら、
すぐに酒販国保本部へ
- 住所変更や高額療養費の申請などには、
個人番号（マイナンバー）
の記入が必要です

夏季休業について

これまでお盆の期間に休業しておりましたが、今後は通常通り業務を行って参ります。

〒604-0872

京都市中京区東洞院通竹屋町下る
竹屋町法曹ビル201号

京都府酒販国民健康保険組合

TEL 075-221-6360

FAX 075-251-0471